



レアメタル備蓄制度の見直しについて

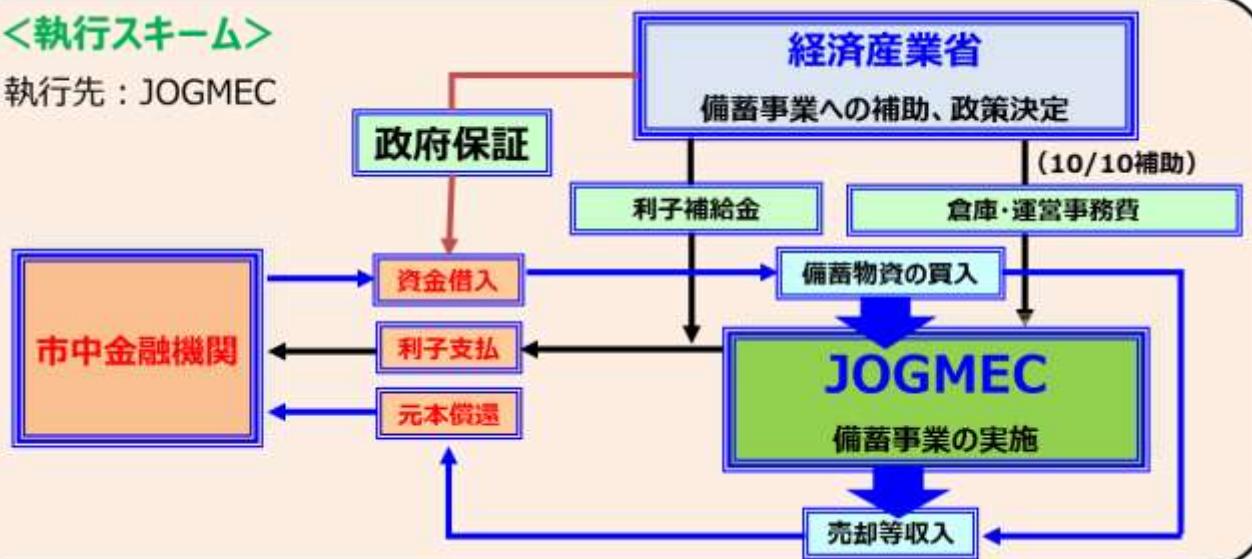
(参考)

1. レアメタル備蓄制度の概要

- 本制度は、2度にわたる石油危機の経験から、資源小国である我が国の経済基盤の脆弱性が改めて認識されたため、国家経済安全保障の確立という観点から、審議会報告を受けて、官民協力による制度として昭和58年度に創設。
- 代替が困難で、供給国の偏りが著しいレアメタルの供給途絶リスク等に備えるため、現在、JOGMEC（（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構）が備蓄を実施している。
- 国は、レアメタルの安定供給確保のため、備蓄に係るレアメタルの購入資金の借入に必要な利子、備蓄倉庫の維持・管理に必要な経費をJOGMECに補助。

〈執行スキーム〉

執行先：JOGMEC



備蓄状況



<参考> 石油備蓄制度とレアメタル備蓄制度（現行）の違い

	石油備蓄 (石油ガスを除く)	レアメタル備蓄 (これまで)
備蓄主体	国（備蓄物資は <u>国有資産</u> ） ・管理は国からJOGMECに委託	JOGMEC（備蓄物資は <u>JOGMEC資産</u> ） ・JOGMECの倉庫で一元管理
官民の役割分担	・「石油備蓄法」に基づき、国が国家備蓄を実施 ・民間は70日分の備蓄保有義務が課せられている	・「JOGMEC法」に基づき、JOGMECが国家備蓄を実施 ・民間の備蓄義務なし
備蓄目標 日数	令和2年度 ・民間備蓄：消費量70日分に相当する量 ・国家備蓄：産油国共同備蓄の1/2と合わせて輸入量90日分程度に相当する量	・対象範囲は、34鉱種（55元素） (Li, Be, B, Ti, V, Cr, Mn, Co, Ni, Ga, Ge, Se, Rb, Sr, Zr, Nb, Mo, In, Sb, Te, Cs, Ba, Hf, Ta, W, Re, Tl, Bi, REE(レアアース), PGM, C, F, Mg, Si) ・60日分（国家備蓄42日 + 民間備蓄18日）
国際協調	・IEP（国際エネルギー計画）協定に基づき、供給途絶時等にIEA（国際エネルギー機関）加盟国による国際協調放出制度有り ・単独放出も可能	・なし

2. 制度見直しのポイント

	これまで	見直しのポイント
備蓄の方針	<ul style="list-style-type: none"> 国が方針を具体的に示したことはなし（主として、審議会報告書を通じて提示） 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄制度を国の資源確保政策の一環として着実に実施すべく、備蓄目標日数、買入・放出、情報管理等について国の方針を策定
備蓄目標日数	<ul style="list-style-type: none"> 国家備蓄と民間備蓄（任意）を合わせ日数を設定 一律60日分（国備42日、民備18日） 供給安定性が高まった一部の鉱種はこの半分の日数（30日分） 	<ul style="list-style-type: none"> 供給途絶時の「最後の手段」として、国家備蓄のみで日数を設定 特に地政学的リスクや産業上の重要性が高い鉱種をより長くするなど、リスクの定量評価を踏まえ、よりメリハリある目標日数に
備蓄計画 (国の同意)	<ul style="list-style-type: none"> 買入と放出（売却）で別々に計画策定。 放出については、平時の品質保持等のための入替売却、緊急時の放出とも、その都度JOGMECが計画を国の同意を得た上で策定 	<ul style="list-style-type: none"> 國の方針を踏まえ、買入・放出を統合した備蓄計画を策定 期間は、中期計画期間を想定（必要に応じ、柔軟に見直し） JOGMECが國の同意を得た上で計画を策定
放出の機動性	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時に放出する場合も、都度、計画を策定し、國の同意を得る必要があり、放出まで時間を要する 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ、國が買入・放出を含む備蓄計画を同意することで、JOGMEC判断による放出の場合の同意を不要とし、放出までの機動性を大きく向上（國は、独法評価プロセスで事後チェックする）
情報管理	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄制度に係る各種情報の取扱いが不明確 	<ul style="list-style-type: none"> 経済安全保障の確保等の観点から、具体的な備蓄目標日数、実際の備蓄量等は非公開と明確化

3. 新たなレアメタル備蓄制度の概要

